

(案)

総合海洋政策本部参与会議に特別委員を置く規則

平成 29 年 4 月 1 日

総合海洋政策本部参与会議座長

総合海洋政策本部参与会議規則（平成19年10月決定）に基づき、この規則を定める。

(特別委員)

第一条 参与会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を若干名置き、参加を求めることができる。

2 特別委員は、海洋分野に優れた識見のある者のうちから、座長が任命する。

(特別委員の任期等)

第二条 特別委員の任期は、任命時に座長が別途定める。

2 特別委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、非常勤とする。

附則

当分の間、特別委員として別表に掲げる者を任命し、その任期は同表に規定するとおりとする。

別表

特別委員	任期
尾形 武寿 (公益財団法人日本財団理事長)	平成30年5月23日まで